

鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月10日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第30号

鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則（平成28年鴨川市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「条例第4条第1項第7号」を「条例第4条第1項第6号」に改め、同条第2項中「条例第4条第1項第8号」を「条例第4条第1項第7号」に改める。

別表第1中「1,920,000円」を「2,080,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。